

2020年2月18日

各位

会社名 セグエグループ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 愛須 康之
 (コード番号: 3968 市場第一部)
 問合せ先 取締役経営管理部長 福田 泰福
 (TEL. 03-6228-3822)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年3月24日開催予定の第6期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と、経営の効率化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、定款の一部について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の事業活動の現状に即したものにするため、定款第2条（目的）について、事業目的の整理・変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれらに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 (1) <u>情報システムおよび通信システムに係るシステムインテグレーション業務</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれらに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 (1) <u>情報通信システムの開発、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸</u>

現行定款	変更案
(2) <u>情報システムおよび通信システムの企画、開発および販売</u>	(2) <u>ソフトウェアの開発、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸</u>
(3) <u>情報セキュリティシステムに係るコンサルティング業務</u>	(3) <u>情報通信システム及びコンピュータシステムに係る機器及び装置の開発、製造、輸出入、販売、保守、リース及び賃貸</u>
(4) <u>ネットワークシステムおよび情報セキュリティシステムの構築</u>	(4) <u>前各号製品を利用した各種サービスの提供</u>
(5) <u>情報通信機器およびセキュリティ機器の販売および輸出入</u>	(5) <u>情報処理サービス業、情報提供サービス業、通信サービス業及び通信販売業</u>
(6) <u>ネットワーク・セキュリティ関連ソフトウェアのライセンス販売</u>	(削除)
(7) <u>情報通信システムおよび情報セキュリティシステムの運用および運用支援業務</u>	(削除)
(8) <u>情報通信機器およびセキュリティ機器の保守および監視業務</u>	(削除)
(9) <u>インターネットビジネスのコンサルティング業務</u>	(削除)
(10) <u>インターネットビジネスの構築</u>	(削除)
(11) <u>各種通信回線の取次ぎならびに携帯電話その他情報端末の取次ぎおよび販売</u>	(削除)
(12) <u>前各号製品のリースおよびレンタル業務ならびにそれら製品を利用したサービスの提供</u>	(削除)
(13) <u>クラウドコンピューティングサービスの企画および開発ならびに取次ぎ、販売、運用支援および保守</u>	(削除)
(新設)	(6) <u>投資業</u>
(14) <u>一般および特定労働者派遣業務</u>	(7) <u>労働者派遣業務</u>
(15) <u>有料職業紹介および紹介予定派遣業務</u>	(8) <u>有料職業紹介および紹介予定派遣業務</u>
(16) <u>古物商</u>	(9) <u>古物商</u>
(17) <u>研修、教育サービスの提供</u>	(10) <u>研修、教育サービスの提供</u>
(18) <u>前各号に付帯する一切の業務</u>	(11) <u>前各号に付帯する一切の業務</u>
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
4. (条文省略)	4. (現行どおり)

現行定款	変更案
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、15名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において</u>選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第22条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各 <u>監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役および監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第24条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、 <u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第25条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。</u>

現行定款	変更案
第27条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
(員数) 第28条 当社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役監査規程) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役監査規程による。	(削除)
(報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第36条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第33条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第38条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第34条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第39条 (条文省略)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
附則	附則
(新設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、2020年3月開催の第6期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日

2020年3月24日(火)(予定)

定款一部変更の効力発生日

2020年3月24日(火)(予定)

以 上